

## 堺市学校給食費未収金回収業務仕様書

1 業務名 堺市学校給食費未収金回収業務

2 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

3 履行場所 受注者執務室

### 4 業務の目的

本業務は令和6年度より学校給食費が公会計化となり、未収金となっている債権の回収業務について、債権回収の効率・効果的な手法や知識を有する事業者へ委託することで、未収債権の回収率向上を図ることを目的とする。

### 5 委託料の支払い

(1) 委託料は、本業務により業務委託した学校給食費債権のうち、受注者が回収し、受注者から発注者に納付された納付額に契約単価（割合）を乗じた額を支払うものとする。

ただし、債務者から債務額を超過した額が納付された場合は、当該超過額は委託料算出に含めないものとする。

なお、受注者が催告を行った債務者から発注者に直接支払われた債権（追加で委託した債権も含む）についても、契約単価（割合）を乗じた額を支払うものとする。その場合、発注者が債務者に還付する金額は除く。

委託料の請求時において、委託料算出の対象となる合計納付額に契約単価（割合）を乗じた際、小数点以下が生じた場合は、小数点以下を切り捨てとする。

また、契約単価（割合）には、業務に必要な設備、人材、機材等を準備する費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含んだものとする。

委託料は、本業務により回収された学校給食費が発注者に納付されたことが確認された後に支払うものとする。

(2) 受注者は、6月、9月、12月、3月の各月末に、回収した納付額に基づいて委託料を算出し、請求書、請求内訳書、業務完了届（一部または全部完了）をもって発注者に請求する。

### 6 対象債権の金額等（令和8年8月31日時点）

※契約期間全体を通した予定金額及び予定件数

ア 委託予定金額 33,073,180円

イ 委託予定件数 821件

ウ 回収予定金額 8,629,113円

エ 債権内容 令和6年度・令和7年度に堺市教育委員会が債務者に請求した学校給食費の未収金のうち、発注者が指定するもの。なお、金額、件数の変動があり得る。

### 7 委託債権に係る情報提供

発注者は委託債権について、債務者の住所、氏名、生年月日、債務額、その他業務に必要なと認められる情報等を受注者に提供する。

## 8 業務内容

### (1) 債権回収業務（催告及び回収業務）

学校給食費債権の債務者に対し、文書通知および架電等により債務額を通知するとともに、支払いの催告を行い、未収金を回収すること。

債務者からの入金方法は、原則として受注者が指定した銀行口座への振り込みとする。なお、上記銀行口座は本業務専用の口座として、「9 本業務専用の口座」に記載のとおりに受注者において開設及び保管すること。

受注者が債務者から委託債権を現金で収納したときは、次に掲げる事項を明示した複写式の領収書に領収印を押印し、これを納入者に交付すること。ただし、金銭登録機により領収書を発行するときは、領収印の押印を省略することができる。また、受注者は、委託期間中、領収書の控えを適切に保存するものとし、委託期間終了時にこれを本市に引き渡すものとする。

- ① 発行番号
- ② 領収日
- ③ 受注者名
- ④ 金額

### (2) 債権回収業務に係る債務者等に関する調査業務

債務者の住所等について、居所不明の場合は、住所等の調査及び所在調査を行い、可能な限り把握すること。

### (3) 債権回収業務に係る報告業務に係る報告業務

#### ① 定期報告

回収した債権について、月末時点の状況を、毎月翌月 5 営業日までに債務者ごとの交渉記録を記録した報告書及び回収した学校給食費の債務者の氏名、入金日、入金額、残額、完済しているかどうか記載されている報告書、請求書を発注者に提出すること。

請求書には債務者からの入金額及び委託料の内訳、振込先等を記載すること。

#### ② 随時報告

債務者等とのトラブル、苦情等や、「(2) 債権回収業務に係る債務者等に関する調査業務」に定める調査業務等により新たに知り得た債務者の情報について、文書にて随時報告すること。また、発注者が必要と認めるときは、債権回収状況が把握できる、交渉記録等を随時提出すること。特に破産開始手続等の申立や時効の援用の申し出があった場合、または死亡その他重大な変化があった場合は速やかに発注者へ文書で報告すること。

#### ③ 最終報告

契約期間終了時には、業務完了届及び債務者の氏名、入金日、入金額、残額、完済しているかどうか、債務者との交渉記録等が記載されている報告書を文書で提出すること。また、必要に応じて発注者が必要と認めた報告を提出すること。

#### (4) 回収金の振込業務

回収した債権（債務者が債務額を超過して納付した額も含む）について、第3項①により報告された報告書に基づき発注者が作成、送付する納付書により、翌月20日までに払い込むこと。

#### 9 本業務専用の口座

- (1) 受注者は、納付書又は振込により債務者から委託債権の支払いを受けるときは、本業務専用の口座で受けなければならない。また、債務者から現金書留郵便等による送金又は現金の持参があったときについても、本業務専用の口座に速やかに入金すること。
- (2) 受注者は、収納した現金を発注者に払い込むまでの間、前項の口座において、確実かつ安全に保管しなければならない。
- (3) 第1項に規定する本業務専用の口座とは、受注者が金融機関において決済用普通預金口座として「堺市学校給食費預かり口座 ○○○○」（○○○○は受注者名）の口座名で開設した口座とする。
- (4) 受注者は、前項に規定する口座を本業務以外の用途に用いてはならない。
- (5) 受注者は、第1項に規定する口座を開設した場合は、書面でその旨を本市に届け出なければならない。

#### 10 委託債権に係る催告の制限

- (1) 委託債権について、受注者が債務者に対し未納額を通知、または催告をする際は、発注者から事前に承認を得ること。
- (2) 発注者は、発注者の催告によらずに債務者から委託債権の支払いを受けた場合、その内容を受注者に連絡するものとする。

#### 11 契約期間終了後に受注者が学校給食費債権を収納した場合の取扱い

契約期間終了後に受注者が学校給食費債権を収納した場合、その旨を発注者に報告の上、発注者が指定する方法で発注者に払い込むこと。この場合、発注者は、受注者に対し委託手数料等一切の支払いを行わないものとする。

#### 12 委託債権の追加、修正、中止

- (1) 発注者は、新たに特定の債権が発生した際、本業務の対象債権として随時受注者に追加で委託できるものとする。
- (2) 発注者は、委託債権について受注者へ情報提供した後に、提供した情報と異なる事実が発覚した場合、速やかに受注者に報告するものとする。
- (3) 受注者は、発注者から特定の委託債権について委託を中止する申し出があった場合、これに応じるものとする。
- (4) 発注者および受注者は、第1項から前項までの事実が発生した場合、委託債権数及び委託債権の総額を相互に確認するものとする。
- (5) 委託債権の追加、修正、中止による契約単価（割合）の変更は行わないものとする。

### 13 収納事務に要する費用の徴収の禁止

受注者は、理由の如何を問わず、委託業務を遂行するに際し必要な費用を債務者から徴収してはならない。ただし、振込手数料は債務者負担とする。

### 14 契約終了後の措置

- (1) 受注者は、契約終了後、直ちに「8 業務内容 (1) 債権回収業務（催告及び回収業務）」に記載する本業務専用の口座を閉鎖するとともに、保管している金額を発注者に報告し、本市が発行する払込書により、当該金額を本市に払い込まなければならない。
- (2) 本業務における催告等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、次期受注者の催告等に活用するため、全て発注者に提供するとともに、経過記録及び情報に関する問い合わせに対して誠実に対応するものとする。
- (3) 発注者が提供したデータ及び紙媒体による資料は、履行期間終了日まで適切に保管し、履行期間終了後は速やかに発注者へ返却、データ消去するものとする。
- (4) 債務者からの債権の納付を記録する帳簿等は5年間保存することとし、保存期間内に発注者から当該帳簿等に関する照会があれば回答すること。

### 15 その他留意事項

- (1) 当該委託業務の一部を再委託する場合は、再委託先に対し、前項に規定する義務を負わせ、その遵守を監督すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び堺市個人情報保護条例（平成15年条例第57号）を順守し、業務の履行に関する個人情報の取り扱いについては細心の注意を払い、適切な管理を行い、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、委託債権を管理、回収するにあたり訴訟その他の法的手続きを行う場合、事前に訴訟費用その他の費用及び回収の見通し、回収見込額等を発注者に提示して承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項その他必要な事項については、発注者、受注者双方協議して定めるものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。